

申請団体の概要（社会福祉法人ノンノ）

	項目	ガイドブック 参照ページ	審査基準	社会福祉法人 ノンノ	備考
1	運送の実施主体	P7 (2)	特定非営利活動法人(NPO 法人)、営利を目的としない公益法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会であること。	・社会福祉法人 ・1事業所(石狩市花川南8条3丁目71)	
2	運送の区域 (発着地)	P7 (3)	旅客の運送の発地又は着地のいずれかが石狩市内にあること。	・石狩市	
3	使用車両	P7 (4)	乗車定員 11 人未満の自動車であって、法人等が所有する自家用自動車及びボランティア個人の持ち込み自動車(福祉有償運送を実施する間、当該法人が使用権限を有するものに限る。)。 ①福祉自動車 ・寝台車（車内にストレッチャーを固定する設備を有する自動車） ・車いす車（車いすの利用者が車いすのまま乗り込むことが可能なスロープまたはリフト付の自動車） ・兼用車（ストレッチャーおよび車いすの双方に対応した自動車） ・回転シート車（回転シートを備える自動車） ②セダン等（自動車検査証の用途の欄が「貨物」の自動車以外の自動車）	【法人所有車両 4台】 ②セダン等 4台（軽自動車）	
4	旅客の範囲(対象者)	P8 (5)	次に掲げる者たちのうち他人の介助(付き添い、見守り等を含む。)によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーなどの公共交通機関を利用する事が困難な者であって、名簿に記載されている者及びその付添人。 ①身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者 ②介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者 ③介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者 ④その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害(発達障害、学習障害を含む。)を有する者 ※③、④の場合には、運営協議会にて当該者の移動制約の状況について運送の対象とすることが、適当であることの確認がなされた者であること。	対象者25名(石狩市) ④知的障がい者(25名)	
5	運転者要件	P10 (1) P11留意事項	①福祉自動車 イ. 第二種免許を受けており、その効力が停止されていない者 ロ. 第一種免許を受けており、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、下記の要件のいずれかを備える者 i. 国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了していること ii. (社)全国乗用自動車連合会、(財)全国福祉輸送サービス協会及び(社)シルバーサービス振興会が行うケア輸送サービス従事者研修を修了していること ②セダン型 福祉自動車を運転させる場合の要件に加えて、次の要件のいずれかを備える者(又はいずれかの要件を備える者の乗務) イ. 介護福祉士 ロ. 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了していること ハ. ①ロ、ii の研修を修了していること。 ニ. 訪問介護員など	【運転者数 7名】 ①福祉自動車 イ. 第二種 1名 ロ. 第一種 6名 <u>(過去2年以内に免許停止処分なし)</u> ・サンビック福祉移動サービス運転者研修 3名 ・さっぽろ福祉支援ネットあいなび 3名 ②セダン型 イ. 介護福祉士 4名 ロ. 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了していること 2名 ニ. 訪問介護員 1名	

申請団体の概要（社会福祉法人ノンノ）

	項目	ガイドブック 参照ページ	審査基準	社会福祉法人 ノンノ	備考
6	運行管理等	P11 (2)①	<p>○運行管理の責任者の選任等 運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行わなければならない。また、5両以上の車両の運行を管理する事務所の場合は、事務所毎に次の要件を備える運行管理責任者を選任しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行管理者資格証を有する者 (39両まで1人、以降40両毎に1人) ・運行管理者試験の受験資格を有する者 (19両まで1人、以降20両毎に1人) ・安全運転管理者の要件を備える者 (19両まで1人、以降20両毎に1人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・運行管理の責任者選任済 ・自動車の運行管理体制整備済 	
		P12(2) ②	<p>○運行管理責任者の業務</p> <p>イ. 運転者の要件を備えない者に自動車を運転させないこと</p> <p>ロ. 死者または重傷者が生じた事故等を起こした運転者や運転免許停止以上の処分を受けることとなった運転者に適正診断を受けさせること</p> <p>ハ. セダン型の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合は、一定の要件を備える乗務員の乗車なしに運転者の要件を備えない者に運転させないこと</p> <p>二. 運転者に対する、疾病、疲労、飲酒等の確認、運行の安全を確保するために必要な指示の実施、その内容の記録、記録の1年間の保存</p> <p>ホ. 運転者に対し乗務記録を作成させ、その記録を1年間保存すること</p> <p>ヘ. 運転者台帳の作成及び事務所に備え置くこと</p> <p>ト. 事故の記録を作成し、その記録を2年間保存すること</p> <p>チ. その他福祉有償運送自動車の運行の安全を確保するために必要な業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している 	
		P12 (3)			
		P12 (4)①		<ul style="list-style-type: none"> ・運転者台帳作成、設置済 	
		P13(4) ②	<p>○運転者証(写真貼付)を作成し旅客に表示または車内に掲示</p> <p>イ. 作成番号および作成年月日</p> <p>ロ. 運送者の名称</p> <p>ハ. 運転者の氏名</p> <p>二. 運転免許証の有効期限</p> <p>ホ. 運転者の要件に係る事項(運転者講習受講等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者証作成済(運転者が携行している) 	
		P14 (8)	<p>○自動車に関する表示</p> <p>運送者は、自動車の両側面に次の事項を記載した標章を表示しなければならない。</p> <p>イ. 運送者の名称</p> <p>ロ. 「有償運送車両」の文字</p> <p>ハ. 登録番号</p> <p>※文字は、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きです。文字の大きさは 5cm 以上 自家用有償旅客運送者登録証の写しを車内に備え置くこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している 	
		P15 (9)	<p>○旅客の名簿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 住所 ・ 運送を必要とする理由 <p>※ 個人情報保護のため適切に管理すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿を作成し、鍵付書庫に保管している。 	
7	整備管理	P13 (5)	点検および整備の適切な実施を確保するため、整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行わなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・整備管理責任者選任済 ・整備管理体制を整備済 	
8	事故の対応等	P14 (6) P14 (7)	<p>運送者は、事故が発生した場合に適切に対応するため、責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならない。また、事故が発生した場合は、記録を作成し2年間保存しなければならない</p> <p>運送者は、自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体または財産の損害を賠償するため、任意保険(対人 8,000 万円以上、対物 200 万円以上)の契約を締結していることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故対応責任者選任済 ・事故発生時連絡体制整備済 ・対人 無制限 4台 ・対物 無制限 4台 	

申請団体の概要（社会福祉法人ノンノ）

	項目	ガイドブック 参照ページ	審査基準	社会福祉法人 ノンノ	
9	苦情処理体制	P15 (10)	<p>苦情処理の体制を整備し、旅客に対する取扱いその他福祉有償運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。</p> <p>また、申し出を受け付けた場合には、記録し1年間保存しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理責任者選任済 ・苦情処理体制整備済 	
10	対価	P20-2 P21(3)	<p>○対価の基準等 対価の基準は、①旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること、②合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること、③当該地域におけるタクシーの運賃及び料金を勘案して、営利を目的としない妥当な範囲内であり、かつ実費の範囲内で、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であり、運営協議会において協議が調っていること。となっている。</p> <p>○対価の設定の考え方 ①対価の水準 イ. 運送の対価は、タクシーの上限運賃の概ね1／2の範囲内 ロ. 運送の対価以外の対価は、実費の範囲内であること ハ. 均一制など定額制による運送の対価については、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないこと 二. 距離制または時間制で定め、車庫を出発した地点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合は、当該旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、概ね1／2の範囲内であること ただし、この場合は、迎車回送料金を併せて徴収してはならない ②対価の適用方法 イ. 時間制及び距離制の双方を定める場合には、適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用しようとする際にあらかじめ旅客に対して適用する対価の説明がなされることが必要 ロ. 運送の対価は、1個の契約により乗車定員の11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する場合のもので、ハ. の複数乗車の場合を除き、旅客数に応じた対価を收受することはできません。 ハ. 複数乗車の対価は、次のいずれかにより定めます。 i. 個々の旅客から收受する対価が明確に定められており、かつ、自動車の乗車定員を最大限利用した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合のタクシーの運賃の額と比較して概ね1／2の範囲内にあると認められる。 ii. 平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシーの運賃の額と比較して、概ね1／2の範囲内にあると認められる。 二. 運送の対価以外の対価は、旅客が利用した設備又は提供された役務の種類ごとに金額を明記します。</p> <p>※運送の対価以外の対価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迎車料金 ・待機料金 ・その他の料金(介助料、添乗料、設備使用料など) 	<p>【距離制運賃】 ・運賃 60円／km</p> <p>【運送の対価以外の対価】 ・迎車料金は設定しない。</p> <p>【複数乗車の対価】 ・それぞれの旅客が目的地まで乗車した場合の総距離を、実際に乗車した距離で割り、按分率を算出し、上記の設定金額を乗じてそれぞれの対価とする。</p>	